

議案第83号

葛飾区役所の位置を定める条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区役所の位置を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区役所の位置を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項の規定に基づき、葛飾区役所の位置を次のとおり定める。

葛飾区立石七丁目1番1号

付 則

(施行期日)

1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(葛飾区の事務所の位置変更に関する条例の廃止)

2 葛飾区の事務所の位置変更に関する条例（昭和37年葛飾区条例第12号）は、廃止する。